社外秘

|  |  |
| --- | --- |
| 制定日 | 2020/07/00 |
| 　　　 改定日 |  |
| 版 | 01 |

情報管理に関する規程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 承認 | 審査 | 作成 |
|  |  |  |
| 日付2020/07/○ | 日付2020/07/○ | 日付2020/07/○ |

株式会社○○

－ 目 次 －

１、本規程の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２、本人確認の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３、独身証明の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４、各種証明書類の取得と保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５、本人確認情報の開示範囲と制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

６．プロフィール情報の維持・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７．改廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１、本規程の目的

本規程は、2020年５月に「特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構」により策定された「インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度　認証基準」が要求する「確実な本人確認と独身証明について」への適合を証明するために作成します。

２、本人確認の方法

当社は、契約希望者が本人である旨を確認するために、公的な証明書を用いて、氏名・住所・生年月日などをもって本人を確認します。公的な証明書としては、健康保険証、運転免許証、年金手帳、旅券の写しなど、契約希望者が提出を希望するいずれかの証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管します。

なお、証明書の提出の際には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させます。

３、独身証明の方法

当社は、入会申込みに際して、「独身であることに誓約の上、入会を申し込みます」などの表示に本人がチェックし同意の上、入会申し込みを行う方法など、契約希望者が明示的に独身であることの誓約を行って入会申込みをする方式とします。

また、入会審査に際して契約希望者の独身に疑義が生じた場合や、活動中の契約者に他の契約者から苦情申し立てがあった場合には、独身である旨を確認する書面として、書面により独身証明書の提出を求めます。但し、戸籍謄本・抄本の提出は求めません。

なお、独身の誓約事項に違反した場合には、当該顧客を除名により契約終了することとし、また、独身の誓約事項違反に対する損害賠償額を予定することとします。

４、各種証明書類の取得と保管

当社は、資格や免許を要する職業について、その証明書の写しを取得する場合には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させます。

５、本人確認情報の開示範囲と制限

当社は、本人確認時に入手した情報については、紹介相手方に開示する情報の範囲について説明を行い、本人の許可なく紹介相手などに開示しません。また出身地等の情報開示は都道府県までとします。

６、プロフィール情報の維持・管理

契約後に契約者のプロフィール（職業や収入など）に重大な変更があった場合は、それを告知することを契約者に義務づけ、それが判明次第迅速に訂正します。

７、改廃

　本規程の改廃は、運営管理責任者が立案し取締役会（代表者）で決定します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上